

## 宗像市介護保険福祉用具購入費受領委任払制度実施要領 (趣旨)

第1条 この要領は、宗像市（以下「市」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給を受ける居宅要介護（支援）被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的負担を軽減するため、受領委任払制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 受領委任払制度とは、市が被保険者に対し福祉用具購入費を支給するに当たり、被保険者が委任した事業者（第4条に規定する事業者をいう。）をその受取人とし、市が当該事業者福祉用具購入費を支払うことをいう。

### (対象者)

第3条 この制度の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 介護保険料滞納による支払方法の変更により償還払い給付となっていない者
- (2) 福祉用具購入費の請求及び受領に関する権限を事業者委任している者

### (事業者の登録)

第4条 この制度を利用できる事業者は法第44条の特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者及び法第56条の特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者とする。

2 受領委任払制度の登録を受けようとする事業者は、あらかじめ宗像市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに係る申出書（様式第1号）を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項により届出があった事業者を登録し宗像市介護保険福祉用具購入費の受領委任払受託事業者登録通知書で当該申請者に登録番号等を通知するものとする。この場合、介護保険特定福祉用具販売事業者登録台帳（様式第2号）により整備しなければならない。

### (登録内容の変更等)

第5条 宗像市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに係る登録決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条の規定により登録した内容に変更が生じた場合は宗像市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに係る登録内容変更届出書（様式第1-1号）により、事業所を廃止・休止または再開する場合は宗像市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに係る廃止・休止・再開届出書（様式第1-2号）により市長に届け出なければならない。

### (登録事業者の責務)

第6条 登録事業者は、関係法令及び通達を遵守するとともに、被保険者等の相談に対し適切かつ親切な応対に努めなければならない。

### (登録事業者の取消し)

第7条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認める場合は、宗像市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに係る登録を取り消すことができる。

- (1) 福祉用具購入費の請求に不正があった場合

(2) 正当な理由なく受領委任払いを拒否した場合

(3) その他登録事業者として不当であると認められる場合  
2 市長は、前項の規定により登録を取り消す場合は、第4条第3項に規定する登録台帳から抹消し、宗像市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに係る登録取消通知書により登録事業者に通知するものとする。

(支給申請)

第8条 この制度の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、特定福祉用具を購入した日の属する月の翌月末までに介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書【受領委任払用】(様式第2号)により支給申請を行うものとする。この場合、当該申請に係る領収証及び特定福祉用具の概要を記載したパンフレット等の書面を添付しなければならない。

(支給の決定)

第9条 市長は、申請者から前条に基づく申請を受けたときは、福祉用具購入費に係る支給又は不支給の決定を行い、介護保険償還払支給(不支給)決定通知書〔受領委任〕により登録事業者へ通知するものとする。この場合、申請者に対しても支給(不支給)決定事項を文書で通知するものとする。

2 市長は、支給の決定をしたときは、速やかに当該福祉用具購入費を登録事業者に支払うものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、虚偽の申請又は法に定める目的以外の特定福祉用具の購入が行われた場合には、支給決定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。